

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年4月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	7件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500195 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600002 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 号の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 20 日から平成 16 年 2 月 29 日まで A 社に継続して勤務していた。

請求期間は、昭和 50 年 2 月 1 日付けで A 社 B 事業所から同社 C 事業所に異動した時期であるが、その間も勤務は継続しており、支給された給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された立案書（「転勤に関する件」）及び請求者に係る社員カード、同社の回答並びに請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、A 社に継続して勤務し（昭和 50 年 2 月 1 日に A 社 B 事業所から同社 C 事業所に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 事業所に係る昭和 49 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は当時の資料が無いため不明であるとしているが、事業主が被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失年月日として届け、その結果、社会保険事務所は請求者に係る昭和 50 年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500196 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600008 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 9 月 1 日から平成 17 年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までの標準報酬月額については、17 万円を 24 万円に訂正し、平成 16 年 9 月から平成 17 年 5 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円を 24 万円に訂正する。

平成 15 年 9 月から平成 17 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定により、保険納付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から平成 17 年 6 月 1 日まで

A 社を休職していた請求期間の標準報酬月額が、休職前の標準報酬月額に比べ低い額となっているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録から、平成 15 年 9 月の定時決定において 17 万円、平成 16 年 9 月の定時決定において 9 万 8,000 円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A 社から提出された、同社が加入していた健康保険組合の標準報酬決定通知書（写）によると、平成 15 年 9 月の定時決定は、同年 4 月の報酬月額 0 円、同年 5 月の報酬月額 27 万 300 円及び同年 6 月の報酬月額 22 万 7,349 円の報酬月額の総計 49 万 7,649 円を基に、2 で除すべきところを 3 で除した平均額の 16 万 5,883 円として算出され、同年 9 月の標準報酬月額が 17 万円と定時決定されているが、当該標準報酬月額は、2 で除した平均額の 24 万 8,824 円から 24 万円とすることが妥当である。

また、A 社から提出された人事異動の資料から、請求者は、平成 16 年 2 月 28 日から平成 17 年 7 月 1 日まで休職していることが確認でき、同社は、休職期間は無給であったと回答していることから、平成 16 年 9 月の定時決定は、厚生年金保険法第 24

条第1項の規定により保険者算定とし、当該標準報酬月額は従前の標準報酬月額（今回、請求において訂正する24万円）をもって決定することが妥当である。

さらに、日本年金機構B事務センターは、請求者に係る平成15年9月の定時決定における標準報酬月額が17万円と記録されていることについて、上記健康保険組合の標準報酬決定通知書（写）から判断すると、平成15年5月及び同年6月の2か月の報酬月額の総計（49万7,649円）を2で除した平均額（24万8,824円）から、標準報酬月額は24万円とすべきであった旨を回答し、平成16年9月の定時決定の妥当性について、算定基礎月が全て無給であったとする請求事業所の回答を踏まえると、平成16年9月の標準報酬月額は保険者算定とし、従前の標準報酬月額（24万円）をもって決定すべきであった旨を回答している。

なお、A社は、社会保険事務所（当時）及び上記健康保険組合への届出は電子媒体（フロッピーディスク）で行い、同一内容の電子データを、社会保険事務所及び上記健康保険組合に提出した旨を陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成15年9月の定時決定において、事業主が社会保険事務所に届け出た報酬月額から、当該定時決定に係る標準報酬月額は24万円であると認められ、平成16年9月の定時決定は、請求者が算定基礎月において休職期間中で無給であることから、標準報酬月額は保険者算定により、従前の標準報酬月額（24万円）であると認められるので、平成15年9月から平成17年5月までの期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500190 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600001 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 9 月 16 日から昭和 32 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 10 月 1 日から 2 年以上は A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 31 年 9 月 16 日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社において 2 年以上は勤務していたと陳述しているが、当該事業所は、昭和 34 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主の連絡先も不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚は既に亡くなっており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先の判明した 20 名に照会したところ、11 名から回答があったが、請求者が請求期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる回答は無い。

さらに、請求者に係る上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 31 年 9 月 16 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500188 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 社に平成 6 年 1 月 6 日から平成 7 年 3 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が退職した日（平成 7 年 3 月 31 日）の翌日の同年 4 月 1 日ではなく、退職した日と同日になっており、請求期間は厚生年金保険の被保険者記録でない。

A 社は、私が退職した日を平成 7 年 3 月 30 日であったとして、偽った届出を行ったことを認め、請求期間の訂正が行われた場合、当該期間の厚生年金保険料を納付する旨を申し出ているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は A 社を平成 7 年 3 月 31 日に離職したこととなっている。

しかしながら、A 社から提出された社員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、請求者の退職日が平成 7 年 3 月 30 日、被保険者資格の喪失日が同年 3 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 社の請求期間当時の事務担当者は、「請求期間当時、2 名又は 3 名の退職する従業員に対し、月末の前日に退職させ、末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いを行い、給与から厚生年金保険料を控除しなかった記憶がある。また、社員名簿に記載された請求者の退職日からすると、請求者の雇用保険の離職日を誤って厚生年金保険の資格喪失日を記入して届け出たと思われる。」旨を回答している。

さらに、請求期間の前後 2 年の期間（平成 5 年から平成 9 年まで）において、

A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者は、請求者を除き16名が確認でき、そのうち6名は月末日に被保険者資格を喪失しており、1日に同資格を喪失した者はいない上、同僚照会を行っても、同社における資格喪失日の取扱い等について具体的な回答が得られない。

加えて、A社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者に支給した請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除したかは不明であるとしており、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る保険料の控除を確認することができない。

なお、請求者は、「A社は、請求期間の厚生年金保険料を遡って納付する旨を申し出ている。」と主張しているが、i) 厚生年金保険法の規定により、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利は、時効により既に消滅していること、ii) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定において、時効により消滅した請求期間に係る厚生年金保険料の徴収を行い記録の訂正を行うには、請求期間当時、事業主が当該期間に係る保険料を源泉控除していたと認められることが前提とされている。

しかし、A社は、「請求者の主張する退職日を確認することができず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を推認できる資料も無い。」旨の陳述を踏まえると、現時点において、事業主等が請求期間に係る厚生年金保険料を遡って納付することを申し出たとしても、当時、事業主により当該期間の保険料が源泉控除されていたと認めることはできず、当該期間の保険料を徴収することができないことから、記録の訂正を行うことはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500191 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600004 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B氏（以下「A社」という。）における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 6 月から平成 5 年 5 月まで

私は、高校を卒業すると直ぐに、父が経営していたA社に就職し、入社時から約3年間は手取りで10万円が支給され、厚生年金保険に加入した昭和55年当時の手取額は覚えていないが、その後、徐々に給与額が増えて、退職する平成5年5月頃には手取りで23万円が支給されていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額で記録されているので、実態に即した標準報酬月額に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間の給与明細書を所持しておらず、請求事業所であるA社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間に事業主と同居していたとする家族の事業所関係者は、「請求期間当時の資料等はなく、事業主及び当時の社会保険事務の担当者も既に死亡しており、請求者の請求期間に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額については不明である。」と回答していることから、請求者に係る請求期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、資格取得時の昭和55年6月において7万2,000円と記載され、当該被保険者原票等で確認できる同事業所の被保険者12名の標準報酬月額と比較しても、事業主の親族に次いで2番目に高い額で記録されている上、それ以後の定時決定及び随時改定において段階的に標準報酬月額が引き上げられており、請求者の当該被保険者原票等において、遡って標準報酬月額の訂正が行われているなどの不自然な処理は見当たらない。

さらに、請求期間において、請求者が同じ雇用形態であったとして名前を挙げた同僚を含むA社における厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者で、連絡先の判明した16名に照会したところ、2名から提出された昭和59年分給与所得の源泉徴収票によると、それぞれの「社会保険料等の金額」欄に記載された額は、当該同僚の上記被保険者原票等で確認できる昭和59年1月から同年12月までの期間における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の被保険者負担額と当該源泉徴収票に記載された給与支払額から算出した雇用保険料額を合算した額とおおむね一致する。

加えて、上記の同僚照会で回答のあった9名のうち8名は、回答者自身が記憶する給与支給額とオンライン記録の標準報酬月額とは「一致している。」又は「分からない。」と回答しており、残る1名は「一致していない。」と回答しているものの、これを確認できる給与明細書等の資料は無く、請求者の主張を裏付ける厚生年金保険料の控除等について具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票及び確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500200 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600005 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 12 月 10 日

私が A 社に勤務していた時に支給された請求期間①及び②に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、「勤務期間が入社時から 1 年未満であっても勤務成績により賞与が支給された従業員はいたが、原則、勤務期間が 1 年未満の従業員には賞与を支給していない。」と回答している上、請求者が提出した入社時に同社と締結された雇用契約書の写しには、賞与の項目に「入社 1 年未満は対象外」の記載が確認できることから、請求期間①及び②が入社から 1 年未満であった請求者に賞与が支給されなかったことに不自然さはない。

また、A 社は、「東日本大震災の影響で請求期間①及び②当時の資料を処分しており、請求者に係る資料は無い。」と回答しており、請求期間①及び②において同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、B 市から提供された請求者の平成 18 年市県民税課税台帳、請求者が提出した預金通帳の写し及び請求者の A 社に係るオンライン記録等から、平成 17 年中の賞与支給の有無及び賞与からの保険料控除を検証するも、請求者が請求期間①及び②に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等を所持しておらず、ほかに請求者

の当該期間における保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500189 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600006 号

第 1 結論

請求期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、B社（現在は、E社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、C社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、D社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から昭和 51 年 3 月 25 日まで
② 昭和 51 年 3 月 25 日から昭和 52 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 57 年 1 月頃から同年 4 月頃まで
④ 昭和 57 年 4 月頃から昭和 58 年 6 月 1 日まで

請求期間①はA社に、請求期間②はB社に、請求期間③はC社に、請求期間④はD社に勤務した。しかし、年金事務所が保管する記録は、私の記憶する勤務期間と相違しているので年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者に係る雇用保険の記録はなく、A社における勤務を確認できず、当該事業所で請求期間①において厚生年金保険の被保険者記録のある者（4名）に文書照会を行ったが、当該期間の勤務を推認できる回答は得られない。

一方、オンライン記録から、請求者は、請求期間①とは異なる期間（昭和 51 年 6 月 1 日から昭和 52 年 1 月 5 日まで）において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該記録は雇用保険の被保険者記録と一致する。

また、オンライン記録から、請求期間①のうち、昭和 50 年 6 月から同年 12 月までの期間は国民年金に加入し（保険料は未納）、昭和 51 年 1 月 31 日から同年 4 月

29日までの期間はC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

なお、A社の後継事業所であるE社は、「請求者に係る雇用期間等の資料は保存期限が超過しており、記録がない。」と回答しており、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

- 2 請求期間②について、請求者に係る雇用保険の被保険者記録から、請求期間②より後の昭和52年1月5日から昭和56年3月10日までのB社における勤務は確認できるが、当該事業所で請求期間②において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚等（9名）に文書照会を行い、うち一人は昭和51年から昭和52年に、請求者がB社に在籍していた旨を回答しているものの、当該期間についての厚生年金保険料控除については不明であり、その他の者からは当該期間の勤務を推認できる回答は得られず、勤務開始時期の特定はできない。

一方、請求者のB社に係る厚生年金保険被保険者原票から、請求者は、請求期間②以降の昭和52年1月5日から昭和56年3月11日までの期間、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、上記雇用保険の記録とも符合する。

また、オンライン記録から、請求期間②において、上記1のとおり、C社及びA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、昭和51年4月及び同年5月は国民年金の加入期間（保険料は未納）であることが確認できる。

なお、事業主（E社）は、「請求者に係る雇用期間等の資料は保存期限が超過しており、記録がない。」と回答しており、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

- 3 請求期間③について、請求者が勤務したC社は、請求期間③当時には既に厚生年金保険の適用事業所でなくなり（昭和51年4月30日）、昭和51年5月14日に解散し、解散登記（昭和51年5月22日）されており、請求者が請求期間③である昭和57年1月頃から同年4月頃までに当該事業所に勤務したとは考え難い。

一方、請求者のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、請求者は、請求期間③以前の昭和51年1月31日から同年4月29日までの期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

- 4 請求期間④について、請求者に係る雇用保険の被保険者記録から、請求期間④より後の昭和58年6月1日から同年12月28日までのD社における勤務は確認できるが、当該事業所で請求期間④において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚等（4名）に文書照会を行ったが、当該期間の勤務を推認できる回答は得られない。

一方、請求者のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、請求者は、請求期間④以降の昭和58年6月1日から同年12月29日までの期間、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、上記雇用保険の記録とも符合する。

なお、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなり（昭和61年3月11日）、

平成元年12月3日に解散し、解散登記（平成元年12月5日）されており、元事業主の所在は不明であることから、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①から④までにおいて、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主（請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社及び請求期間④はD社）により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500193 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600007 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月頃から昭和 52 年 3 月頃まで

請求期間は、B 県 C 市にあった A 社 C 営業所において運転手として働いた。この期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正してほしい。なお、8 年程前、社会保険庁（当時）から A 社に勤務していた際の年金記録に関する照会文書が届き、勤務状況を回答したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に反映されていない。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録はなく、請求者が勤務したとする A 社（G 県 H 郡）は、「陸運局への車庫届出の控えに C 市の住所の記録があることから、C 営業所があったことは考えられるものの、当時の資料等は残っていない。」旨を回答しており、請求者の当該事業所における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A 社において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録のある者 10 人に照会したところ、回答のあった 4 人は請求者を記憶しておらず、当該事業所における厚生年金保険の加入に係る取扱いについても明確な回答が得られない。

さらに、請求期間において A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は見当たらず、健康保険に係る整理番号に欠番もない。

加えて、請求者の国民年金被保険者名簿（B 市）、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、昭和 51 年 5 月 28 日に請求者の国民年金手帳記号番号が払い出され、請求者が 20 歳となる昭和 50 年 * 月 * 日に遡って被保険者資格を取得しており、請求期間のうち、昭和 50 年 1 月から昭和 52 年 3 月までの期間は、国民年金に加入（保険料は未納）していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は、8年程前に、社会保険庁からの年金記録に関する照会に対して、A社と回答したのに記録に反映されていないと主張しているが、日本年金機構に確認を行ったところ、平成20年8月25日作成の「ねんきん特別便」による厚生年金保険の加入期間（昭和57年7月1日から昭和58年4月1日まで）照会に対して、請求者は、当該期間における勤務先を「A社（G県）」と回答していたが、その後、平成22年4月27日（申出年月日）付けで日本年金機構に提出された年金加入記録照会票において、「F社、K町、昭和57年頃から昭和59年頃まで」と記入しており、同機構は、当該照会票をもって「ねんきん特別便」で照会した厚生年金保険の加入期間（昭和57年7月1日から昭和58年4月1日まで）について、勤務先をF社として厚生年金保険の記録を統合処理されていることを確認しているところである。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500194 号

厚生局事案番号：中国四国（脱）第 1600001 号

第 1 結論

昭和 28 年 6 月 1 日から昭和 34 年 10 月 20 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から昭和 34 年 10 月 20 日まで

私が A 社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 12 月 22 日に支給決定されているほか、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者期間及び標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえ、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはなく、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。